

公立大学法人高崎経済大学教育研究審議会規程

平成23年度

規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人高崎経済大学定款（以下「定款」という。）第23条第1項の規定に基づき設置する公立大学法人高崎経済大学教育研究審議会（以下「教育研究審議会」という。）について、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 教育研究審議会は、定款第27条に掲げる事項のほか、次の各号に定める事項を審議する。

- (1) 学生の賞罰に関する事。
- (2) 教育課程の編成に関する事。
- (3) 教員の業績審査に関する事。
- (4) 教員の採用、昇任及び転学部並びに学部内における転科に関する事。
- (5) 高崎経済大学学則第7条又は高崎経済大学大学院学則第5条に定める休業日の変更又は臨時の休業日に関する事。
- (6) 教員に対する授業力向上に係る研修（FD研修）に関する事。
- (7) 名誉教授の称号の授与に関する事。
- (8) 学内競争的研究資金の配分に関する事。
- (9) 他大学との連携に関する事。
- (10) 学長選考会議の委員の選出に関する事。
- (11) 学長の解任発議に関する事。

(審議結果の報告等)

第3条 前条に規定する審議事項の審議が終了した場合において、その結果の報告等について、他の規程、要綱等により定められている場合は、学長は、速やかに報告等を行わなければならない。

(招集及び議長)

第4条 教育研究審議会は、定款第25条第1項の規定に基づき、学長が招集し、学長が議長となる。

2 学長は、教育研究審議会を招集しようとするときは、教育研究審議会の日時、場所及び付議すべき事項を定め、委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(職務代理)

第5条 議長に事故あるとき又は欠けたときは、副学長の内からあらかじめ学長が指名する順位によりその職務を代理する。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を教育研究審議会に出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、当該出席者は議決に加わることはできない。

(会議の開催)

第7条 教育研究審議会は、原則として1月に1回以上開催する。

2 教育研究審議会は、前項に定めるほか、次に掲げる場合に開催する。

(1) 学長が招集の必要を認めたとき。

(2) 定款第25条第2項に定める招集の請求がなされたとき。

(会議の非公開)

第8条 会議は非公開とする。ただし、議長が認める場合は、職員は傍聴することができる。

(書面による出席)

第9条 定款第26条第2項の定めにかかわらず、やむを得ない事情により教育研究審議会に出席できない委員は、他の委員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における定款第26条第2項の規定の適用については、出席委員を代理人とした委員は、出席したものとみなす。

(会議録)

第10条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、教育研究審議会の議に基づき、その一部又は全部を非公開とするものを除き、公開する。

(委員会の設置)

第11条 学長は、運営上必要と認められるときは、教育研究審議会の議を経て委員会を設けることができる。

2 前項に定める委員会について必要な事項は、教育研究審議会の議を経て、学長が別に定める。

(庶務)

第12条 教育研究審議会の庶務は、総務グループ企画チームにおいて処理する。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、教育研究審議会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、教育研究審議会に諮り、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月13日第97号)

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月11日第97号)

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年2月9日第13号)

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年2月14日第16号)

この改正は、令和6年4月1日から施行する。